

庭木の手入れと片付けを依頼し 料金を前払いした



完了前に業者と連絡が取れなくなった

「インターネットで見つけた業者に『前払いなら早く作業する』と言われて支払ったが、**作業途中で連絡が取れない**」との相談が入りました。相談室からも連絡を試みましたが、電話はつながりませんでした。

庭木剪定や片付けなどの**請負契約の代金は後払いが原則**です(民法633条)。前払いする場合は、**慎重に行いましょう**。

トラブルの相談は早めに消費者ホットライン(☎188)へ